

完了報告必要書類一覧【長期優良住宅】

1. 「こどもエコ活用タイプ」の追加必要書類

入手先 提出先	No.	必要書類	●：必須書類 ○：該当する場合のみ
入手先：建築主様に依頼願 提出先：電子申請にてアップロード	①	住民票の写し	●
入手先：関西 家・街の実績報告案内メール 提出先：関西 家・街にメール送信	②	「こどもエコ活用タイプ」完了報告情報入力シート（エクセル）	●

2. 「こどもエコ活用タイプ」「通常タイプ」の共通必要書類

入手先 提出先	No.	必要書類	●：必須書類 ○：該当する場合のみ
入手先：電子申請よりダウンロード 提出先：電子申請にてアップロード	③	建築士による工事内容確認書（耐震・ZEH・認定）/様式 3 ※新基準（令和4年10月1日以降）以降長期優良住宅を取得し、工事完了報告書に行政の受付印がある場合は不要	○
	④	建築士による工事内容確認書（加算要件）/様式 4 ※補助金加算要件がある場合に提出「三世代同居加算」「バリアフリー加算」「地域住文化加算」	○
	⑤	地域材に関する確認書/様式 6 ※関西 家・街プロジェクト協議会にて必要事項を入力し、補助事業者様は内容確認のうえ押印し電子申請にてアップロードして下さい	●
入手先：補助事業者様が準備 提出先：電子申請にてアップロード	⑥	要件に係る工事の変更に係る工事請負契約書等	○
	⑦	工事請負契約や売買契約に基づく「支払い証明書類」	●
	⑧	対象住宅の工事完了後の現地写真	●
	⑨	検査済証 ※確認申請の手続きを必要とする住宅の場合	○
	⑩	工事の完了が確認できる書類 ※確認申請手続きが不要な住宅の場合、次の(1)～(3)何れかを提出 (1)住宅瑕疵担保責任保険の保険証券又は保険付保証明書 (2)建設住宅性能評価書 (3)建物の不動産登記の現在事項証明書	○
	⑪	変更に係る長期優良住宅建築等計画の認定通知書 ※変更に係る認定申請を行った場合	○
	⑫	長期優良住宅建築等計画の認定に基づく工事完了報告書の副本 ※行政庁への提出義務がある場合	○
	⑬	耐震性能確認資料 ※新基準（令和4年10月1日以降）以降長期優良住宅を取得した場合は不要	○
	⑭	三世代同居加算 要件確認資料	○
入手先：建築主様に依頼願 提出先：電子申請にてアップロード	⑮	住民票等の写し（若者・子育て世帯加算要件確認資料） ※若者：住民票、運転免許証、パスポート、保険証等の写し ※子育て：住民票の写し（世帯全体）	○

①住民票の写し

市区町村の窓口にて以下の内容で発行を依頼してください。

1. マイナンバー記載なし(記載があるものは受理できません)
2. 本籍記載なし

交付申請時に要件を満たす世帯の同居が確認できていない場合に提出する住民票(世帯票等)の写しは、上記に加えて以下の記載が必要です。

3. 世帯全員分
4. 続柄記載あり

※提出する住民票の写しは、個票でも構いません。それぞれの住民票の写しに記載された住所により同居を確認します。

※共同申請する世帯全員の住民票の写しの提出について

以下のいずれかに該当する場合、共同申請する全員分(共同事業実施規約における乙及び丙①②)の住所が確認できる住民票(世帯票等)の写しの提出を求めます。

- ・交付申請時、建築主と子又は配偶者の同居が確認できない場合
- ・建築主が若者夫婦のいずれにも該当しない場合(建築主が若者夫婦の親等の場合)

※完了報告時に提出する住民票(世帯票等)の写しで同居が確認できない場合、交付決定の取り消し及び補助金の返還を求めることがあります。

②「こどもエコ活用タイプ」完了報告情報入力シート（エクセル）

関西 家・街より送られてきたご案内メールよりダウンロードし、エクセルに入力後関西 家・街へ返信をお願いします。

③ 建築士による工事内容確認書（耐震・Z E H・認定）様式 3

耐震性能、Z E H水準について建築士により、性能確認書類どおりに工事が完了していることを現地確認していただく必要があります。ただし、以下に該当する場合は提出不要です。

- ・性能確認書類が「建設住宅性能評価書」の場合。
 - ・令和 4 年 10 月 1 日以降の基準で長期優良住宅認定を取得している場合。（⑫の工事完了報告書に行政の受付印があること。）
- 認定長期優良住宅について⑫で所管行政庁に完了報告の提出が不要な住宅や、提出は必要だが受付印を押さない場合は、建築士により、長期優良住宅の認定どおりに工事が完了していることを現地確認していただく必要があります。

※確認した建築士情報はW e b 入力したものが連動します。

※項目ごとに確認した建築士が異なる場合はそれぞれの要件ごとに確認書を作成し、アップロードしてください。

➡ 必要事項を入力したものをダウンロードしていただき、証明した建築士が押印の上、アップロードしてください。

④ 建築士による工事内容確認書（加算要件）様式 4

- ・三世代同居加算、バリアフリー加算、地域住文化加算について、建築士により対象住宅が各加算要件に適合していることを現地確認していただく必要があります。

・項目ごとに確認した建築士が異なる場合はそれぞれの要件ごとに確認書を作成し、アップロードしてください。

➡ 必要事項を入力したものをダウンロードしていただき、証明した建築士が押印の上、アップロードしてください。

⑤地域材に関する確認書（地域材加算を受ける場合のみ提出）様式 6

- ・関西 家・街で必要事項を入力します。

➡ 入力された内容を確認後ダウンロードしていただき、補助事業者が押印のうえアップロードしてください。

⑥要件に係る工事の変更に係る工事請負契約書等

- ・交付申請後に契約をやり直した場合は、事業廃止扱いとなりますのでご注意ください。
- ・要件に係る工事の変更に係る工事請負契約書等は必ず提出してください。
- ・「支払い記録の確認」で、工事請負契約金額とは別に、補助対象外経費のみの変更契約の費用と一括で入金されている場合は、補助対象工事が含まれていなくても補助対象外経費のみの変更・追加工事契約書等も提出してください。

⑦ 工事請負契約や売買契約に基づく「支払い証明書類」(写し) (⑥の変更分を含む)

- ・契約に基づく工事費等の支払いを証明する書類として以下の(1)に掲げるものから2点、もしくは(1)及び(2)に掲げるものからそれぞれ1点を提出してください。契約に基づく工事費等の全額分(消費税を含む)が対象です。

(1) 受領の証明書類

- ◇ 補助事業者から建築主(買主)に発行した領収書 *1
- ◇ 建築主(買主)からの入金が確認できる補助事業者の通帳(口座情報が確認できること)の写し *2
(インターネットバンキングの入出金明細照会等記録含む)

(2) 送金の証明書類

- ◇ 建築主(買主)が補助事業者に送金した際の振込受付書 *2
- ◇ 建築主(買主)が補助事業者に送金した際の振込明細書 *2
- ◇ 補助事業者への送金が確認できる建築主(買主)の通帳(口座情報が確認できること)の写し *2
(インターネットバンキングの入出金明細照会等記録含む)

※当初の契約から要件に係る工事の追加等により工事費が変更となる場合は、これらの支払い証明書類2点の写しも提出してください。

※証明書類2点が揃わない場合は、補助金が支払われないことや減額となる場合があります。

*1 領収書について

- ・領収額、発行者(受注者)、発行先(発注者)、支払日が明記され、収入印紙に貼付け消印があり、補助事業者が建築主(買主)に発行したものです。
- ・領収書が紙媒体でない場合(ファクシミリや電子メールに添付して発行される領収書)は、その旨が確認できる領収書を提出してください。
- ・領収書は発行者の控えや、独自の出入金管理システムの写しでは不可です。

※領収書は建築主(買主)に発行したものを提出してください。支援室が提出を求めた時点または現地検査時に紛失等で建築主(買主)に発行したものが保管されていない場合は補助金の支払いができないことがありますので注意してください。

*2 送金伝票等について

- ・金融機関等の第三者を通じた支払いが確認できるものとし、通帳、振込受付書(金融機関の受付印があるもの)、振込明細書、インターネットバンキングの入出金明細照会等の記録です。補助事業者が金融機関を通じて建築主(買主)から支払いを受けた記録又は、建築主(買主)が金融機関を通じて補助事業者を支払った記録の何れの写しでも結構です。
- ・通帳の写しを提出する場合は、支払い・入金記録の該当ページの他、その通帳の口座名義が記載されている部分の写しも提出してください。
- ・「支払い証明書類」の写しに、申請ツールにアップロードした支払い証明番号(①、②、...)を記載してください。また、支払い記録部分のみを切り出したものは不可とし、ページ全体の写しとしてください。なお、本件の支払い記録以外の部分を隠していただいても結構ですが、通帳であることが確認できるものとしてください。

⑧ 対象住宅の工事完了後の現地写真

- ・工事完了後の外観写真を1枚提出してください。

前面道路および周辺の建物等を写し込んだ敷地および建物全景を撮影してください。また、基礎から屋根がはっきり確認できるように車等障害物で対象建物が隠れる場合は再撮影を求めます。

- 1.カラーで撮影すること。
- 2.必ず看板を写し込むこととし、看板には「建築主名または物件名」、「撮影日」を明記すること。
電子看板は原則として使用不可とします。
- 3.看板は、記載内容が鮮明に確認できる大きさとし、敷地全景が看板で隠れないこと。
- 4.日中に撮影すること。（逆光とならないように注意してください）
- 5.要件が確認できない場合で、再撮影が可能な時は再提出していただきます。

⑨ 検査済証し（確認申請の手続きを必要とする住宅の場合）

- ・確認申請の手続きを必要とする住宅の場合は必ず提出してください。

⑩ 工事の完了が確認できる書類（確認申請の手続きが不要な住宅の場合）

- ・確認申請の手続きを必要としない住宅の場合は、次の何れかを必ず提出してください。

- (1)住宅瑕疵担保責任保険の保険証券又は保険付保証明書の写し
- (2)建設住宅性能評価書の写し
- (3)建物の不動産登記の現在事項証明書の写し

⑪ 変更に係る長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し

- ・工事内容が変更となった場合は、所管行政庁に変更に関する手続きについて確認し、その指示に従ってください。
- ・変更に係る認定通知書が交付された場合は、その写しを添付してください。

⑫ 長期優良住宅建築等計画の認定に基づく工事完了報告書の写し

- ・長期優良住宅の認定手続きに基づく完了報告です。所管行政庁に確認の上、必ず提出し所管行政庁の受付印がある工事完了報告書の写しを提出してください。
- ・所管行政庁の受付印がない場合でも提出した工事完了報告書の写しを提出してください。この場合は、「①建築士による工事内容確認書」も併せて提出してください。

⑬ 耐震性能確認資料

- ・令和4年9月30日以前の長期優良住宅認定基準で認定書を取得した住宅の場合はa)～c)を提出してください。
 - a) 長期優良住宅 確認書等または住宅性能評価書
 - b) 設計内容説明書（審査済印のあるもの）
 - c) 「建築士による工事内容確認書」
- ・申請物件の長期優良住宅認定申請時に添付したものをご提出ください。

※交付申請は「構造計算又は壁量計算等級3」で申請、完了実績報告で「壁量計算等級2」に変更した場合は下方変更となるため廃止となります。

⑭ 三世帯同居加算要件確認資料

- ・三世帯同居加算の要件が確認できる「平面図」を提出してください。
- ・加算の要件で玄関を複数とした場合は、併せて「配置図」も提出してください。

⑮ **若者・子育て世帯加算要件確認資料 住民票等の写し等**

- ・**若者とは**補助対象の住宅の建築主（買主）が、昭和 58(1983)年 4 月 2 日以降の出生である場合（＝ 令和 5 年 4 月 1 日時点で 40 歳未満である場合）住民票（建築主、買主、生年月日の記載があり、マイナンバーの記載が無いもの）、運転免許証、パスポートなど公的機関発行のもので生年月日が確認できるものの写しを提出してください。
- ・**子育て世帯とは**平成 17(2005)年 4 月 2 日以降に出生した子供（＝ 令和 5 年 4 月 1 日時点もしくは交付申請日時点で 18 歳未満の子供）と同居する場合建築主（買主）と18歳未満の子供との同居を確認します。交付申請日以降の住民票（世帯全体、生年月日の記載があり、マイナンバーの記載が無いもの）を提出してください。なお、こどもエコすまい支援事業（2023 年 9 月 28 日に交付申請の受付を終了）の「子育て世帯、若者夫婦世帯」とは要件が異なりますのでご注意ください。

注) ①～⑮以外に実施支援室が確認に必要と判断した書類については審査時に提出していただくことがあります。